

の博物館紀要』第一四号

- (2) 岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追究―忍び認定過程と忍びからみた忍びの正体―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一五号
- (3) 岩田明広 二〇二三「続・戦国の忍びを追究―忍び戦術に用いた技(忍術)の実像―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一六号
- (4) 桐野作人 二〇二三「戦国鳥津氏の忍びについて―いくさ忍びの事例と特質―」『忍者学大全』東京大学出版会
- (5) 上杉謙信第二次越山で上杉勢が奪った諸城諸将の北条軍による奪還戦の一つ、葛西城の戦いにおける忍び戦術を用いた城の奪還作戦を指す。「忍びを追究」以来、野田本田家所蔵・足立区立郷土博物館寄託「本田家文書」にある作戦行動を示す語として、便宜的に使用している。
- (6) 谷口 榮 二〇二三「しのびにより葛西城を奪う」『戦国の城攻めと忍び』吉川弘文館
- (7) 註6に同じ。
- (8) 斎藤慎一 二〇〇六『中世武士の城』歴史文化ライブラリー218吉川弘文館。斎藤の城郭理解には軍・戦闘との関係の理解不足の指摘があるが(吉井宏 二〇〇一『要害』について)『六軒丁中世研究』八巻)、要害の理解に矛盾はない。
- (9) 註6及び谷口 榮 一九九三「葛西城から発掘された板碑―その出土状況の検討―」『研究紀要』創刊号、葛飾区郷土と天文の博物館、同 二〇二〇「出土板碑の一視点―造立の「場」と「時」を失った葛西城出土の板碑―」『考古学ジャーナル』六〇二号による。
- (10) 註6に同じ。
- (11) 吉田政博 一九九四「葛西城出土の板碑について」『葛西城XIV』葛飾区遺跡調査会調査報告書31集、及び註9の文献。
- (12) 岩槻城跡・伊達城跡出土の有角型石製平つぶて、騎西城跡出土の無角型石製平つぶてについては、「忍びを追究」参照。騎西城跡で無角型石製平つぶてが用いられた戦いは、出土遺物から永祿六年の上杉謙信越山時だと考えられる(豊田勝彦 二〇二二「騎西城跡出土十六間筋堀について」『騎西城跡KB15区調査』加須市埋蔵文化財調査報告書第一五集)。また伊達城跡・騎西城跡では、一般的な打割礫も出土しているが、利根川流域で得られる安山岩・砂岩を素材としている(渡部丈夫他 一九九五「大和田陣屋跡・今羽丸山遺跡」大宮市遺跡調査会報告書第五二集、嶋村英之 二〇二三「騎西城跡KB15区調査」加須市埋蔵文化財調査報告書第16集)。
- (13) 「続・忍びを追究」では、葛西城の構造及び里見水軍が江戸湾を横ざり鎌倉まで進出していたことから、葛西城奪取も里見水軍によるものとみなした。『太田家記』にある城主綱代大炊允から水軍との関係を想定する見方もある(千野原靖方 一九九九「国府台合戦を点検する」『崙書

房)。

- (14) 註12の嶋村二〇二三に同じ。
- (15) 天正期の北条氏発給着到帳に多くみえる軍役の単位を参考にした。
- (16) 下山治久 一九八三「後北条氏家臣岡本八郎左衛門の軍役と役割」『大和市史研究』第九号
- (17) 佐藤榮智 一九七六「後北条氏の基礎的研究」吉川弘文館に従い、土壌の状況が似る近隣の男衾郡白岩村の貴高を参考にした。
- (18) 長谷川裕子 二〇一四「戦国時代の戦場と足軽・傭兵―非常勤兵士の実像―」『戦争と平和』竹林舎
- (19) 「嶋記録」は、今井氏配下の嶋氏の記録で、本文が天正八年(一五八〇)以前の成立。嶋氏の顕彰と引用史料の宛名に改ざんがあるが、大方は信用できるとされている(小和田哲男 一九七〇「嶋記録所収文書について―近江天野川流域の戦国誌―」『古文書研究』第三号)。
- (20) 当該期では、永祿三年(一五七九)十月二十三日付「北条氏康感状写」古文書二「戦国後北条六五二、永祿六年八月十七日付「北条家朱印状」牛込文書・戦国後北条八二六等。
- (21) 註6に同じ。
- (22) 漆原徹 一九九八「中世軍忠状とその世界」吉川弘文館、久留島典子 二〇一四「戦功の記録 中世から近世へ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八二集
- (23) 谷口は長塚孝一の意見に従い、小金城に高城胤辰が在城していなかったことから、小金を古河公方足利義氏としている。これについては、本田氏の出自(「忍びを追究」)に加え、金町の本田氏知行に横合をいう小金と入部しない本田氏の関係からも同意できる(長塚孝 一九八九「中世後期の葛西城・葛西地域をめぐる政治状況」『葛西城XIII』第三分冊葛飾区遺跡調査会)。
- (24) 「寛永五年覚書」にある武蔵駒林の知行は、現深谷市本田を本田氏本拠とする見方に反するよう見えるが、これを参照したはずの『寛政重修諸家譜』では、本田氏知行所に駒林はみられない。『新編武蔵風土記稿』の駒林村にも本田知行の伝承や本田姓の旧家はない。本田氏及び幕府は、寛政期以前に、武蔵国の本領が駒林村ではなかったことを確認していたとみてよい。
- (25) 本領が三〇〇貫文であるのは、現深谷市本田の文祿の検地とほぼ合致する。
- (26) 千野原靖方 一九八一「房総里見水軍の研究」『崙書房』
- (27) 甲賀市教育委員会伊藤誠之氏の御教示により把握できた。御厚意に感謝申し上げます。
- (28) 甲賀市史編さん委員会 二〇一二「甲賀市史」第二巻(甲賀衆の中世)
- (29) 本稿は、谷口榮氏の疑義(註6)への応答を軸に構成した。今後の研究の基礎となることを願う。谷口氏には研究初期から多くの御教示・御支援を頂戴してきた。改めて謝意を表したい。

を張っていた（「関東幕注文」）。深谷上杉氏と松山城の岩付太田氏が連携した場合、葛西城奪還戦の妨げになる恐れもあった。

氏康は、この状況への対処として、一旦葛西城に赴いて先遣隊を残し、軍本体を和田川に戻したのではないか。この動きならば、「大般若経奥書」と三月十四日付「北条氏照書状」に矛盾しない。しかも、氏康軍が和田川で戦ったとすると、北条氏と本田氏の出会いと、その後の氏康による本田氏高評価の理由も想像がつく。和田川陣取の兵站等で繋がりを持ったかも知れないのだ。

この想定によれば、本田氏勧誘の過程も理解しやすい。三月二十一日・二十二日の使者は、和田川という本田に近い場所から氏康が送り出し、氏康軍本体が葛西城に移動すると、古河城をにらむ位置に布陣していた民政が相対的に本田に近くなり、勧誘を引き継いだとみられるからだ。

これに基づき、「続・忍びを追う」図2を本稿図2のとおり訂正したい。

(2) その他の訂正について

山中氏の拠点について

最後に、「続・忍を追う」について、その他二点の訂正を示したい⁽²⁷⁾。

一点目は、「甲賀衆肥前切支丹一揆軍役由緒書案」（神宮文庫山中文書・『水口町史』山中文書二七九）を引いた際、山中氏について甲賀郡山中村で土豪の地位にあった、と紹介したことについてだ。

現在、山中氏は戦国期までに柏木庄（現水口町宇田）を本拠とした宇田氏や溝畑氏と姻戚関係を結び、宇田に拠点を移していたとされている⁽²⁸⁾。

山中村を宇田村に訂正したい。

十月十三日付「北条氏邦書状写」について

二点目は、戦国期忍術の検討で引いた十月十三日付「北条氏邦書状写」（戦国後北条二四三二）の解釈についてだ。

「続・忍びを追う」では、この書状から八項目の対忍び等の警固行動を抽出した。その際「何れも昼ねて、夜踞候、如法度敵之足軽出候者、門々を待ち可踞候」の解釈について、「踞って待機せよ」とすべきところを「跪いて待機せよ」と表記してしまった。この文は、不寝番としての待機の状況を命じたもので、休みつつも常に有事に対応できる姿勢でいることを要求したものだ。⑦⑧の「跪いて」を「踞って」に訂正したい。

おわりに

本稿では、「続・忍びを追う」を補いつつ、忍び戦術の具体像を追求した⁽²⁹⁾。その結果、四月の本田部隊の忍び戦術が、密かな潜入と急襲により、葛西城と城下の一部の占領として実施され（乗取）、本軍の強行突入と急襲による葛西城中心部の占領（乗取）のための陽動になったことをより明確にし、その後、八月にも、里見軍残党が占める周辺施設の乗取や残党追い払い等として、再び忍び戦術が実施された可能性も示すことができた。状況証拠からの想像もあり批判のあるところと思うが、今後の研究の糧として敢えて踏み込んだものだ。

「忍びを追う」以来、戦国期の忍びについて検討してきた。制度的枠組み、戦術内容、実行部隊の性質と成り立ち等に、何とか一つの足がかりを確保できたのではないかと考える。同時に、今後も戦国の軍の構造理解を念頭に、不備を改め、確実な証拠を拾い上げて行くよう努めたい。

註

(1) 岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う―葛西城乗取と羽生城忍び合戦―」『埼玉県立史跡

先ずは「文」「紋」から考えてみたい。

金子文書文末には「当陣へ可罷移者也」とある。金子氏はこの文書以前に参戦していたことがわかる。つまり、この文書は、金子氏が戦で予定の戦果を挙げた場合、旧知行地に加え新恩地を与えるが、もし戦いが無く「文」が無いままに氏康の陣に移動した場合は、合流に対して本領のみ安堵するといふ大意になる。「文」は、参戦以後に挙げた武功の証文（軍忠状等）を表すことがわかる。

一方、本田氏は三月二十一日文書の時点では参陣していない。武功はなく「紋」をその証文とする解釈は成り立たない。「紋」は「文」と異なり、「忍びを追う」での検討のとおり、家紋を付した旗指物と解釈すべきだ。

一方「於」「就」については、金子文書が、新知行を与える場合と旧領安堵の場合を各々仮定していることが手がかりになる。金子文書の「於」は仮定を示す語になるので、「無文ニ於馳来者」は証文がない状態で馳せ来ることになったとしたら（旧領を安堵する）、の意になる。対して「本田家文書」の「就」は、それ以下のことに限定する語であり、「無紋就馳来者」は所属を伏して参陣したとき（に限って）は（知行を与える）、の意になる。

以上のことから、三月二十一日文書は、「忍びを追う」での解釈のとおり、戦国期の忍び戦術実行部隊の軍装を参陣条件として示したものと確認できる。

「忍びを追う」以来の結果に照らすと、旗指物を持たない本田部隊の軍装は、隠密の夜間軍事行動に適したものであったと考えられる。所属の秘匿と動きやすさを重視する甲冑、短小鋭利な武器が想像される。黒無地の甲冑に小太刀一本差や手鐘の姿等であろうか。

3 「続・忍びを追う」補遺

(1) 本田氏召集と北条軍の動き（再論）

忍び戦術を指揮した本田氏については、「本田家文書」及び現埼玉県深谷市（旧川本町）に残る「本田瑛男家文書」等から、現同市本田を本拠とした川本本田氏と推定した（「忍びを追う」）。また、「本田瑛男家文書」中の新確認の系図から、この推定を補強する一方、氷川女体神社所蔵「大般若経奥書」等から北条軍（氏康軍・氏政軍・太田康資軍）の行軍位置を把握し、本田との距離関係をもって傍証とした（「続・忍びを追う」）。

氏康軍の行軍位置の把握の際、根拠史料の一つに、永禄五年三月十四日付「北条氏照書状」（涌井文書・戦国後北条七四六）を採り上げた。「二、氏康二、其地敵詰陣ニ仕候而者、以夜継日可申廻候、河越へ打出、厩橋へ可及後詰由、雖被申越候、隔塀（坂カ）和田川陣取之由候間、出馬遅々之處ニ、敵敗北無是非候、努々非無沙汰候」とあるが、「続・忍びを追う」において、「和田川陣取」を扱わずに、「北条軍の動きと本田部隊の召集」を図化した（図2）。和田川（比企北部を東流）における戦闘記録が他にないこと、永禄五年二月には氏康軍が葛西口にあつたとする「大般若経奥書」と矛盾すること、唐沢山城・厩橋城の援軍要請に氏康軍が応じないための北条氏照による方便であった可能性があること、を勘案した結果だった。

しかし、その後、氏康軍の行軍を再検証したところ、二月の葛西では制札の発給等（永禄五年三月二日付「北条氏康制札写」武州文書所収足立郡三太夫所蔵文書・戦国後北条七四五）、限られた行動以外しておらず、先遣隊で事足りたのではないかと考えるに至った。

一方で、児玉・秩父・比企地域では諸城諸將奪還作戦の戦後処理が続き（永禄五年三月十四日付「北条氏照書状」、四月二日付「北条乙千代書状」逸見文書・戦国後北条七五二等）、和田川近くには上杉方の深谷上杉憲盛が勢力

よる城取りが、段階的にしか進んでいない（天正二年六月十一日付「武田勝頼書状写」武州文書四・戦国武田二二九五）。南北に長い葛西城の完全支配が一夜にしてなったとする史料上の証拠はない。その後も、里見軍は葛西城をうかがって北条方と交戦を続け⁽²⁶⁾、太田康資の離反を経て第二次国府台合戦に至ったことはよく知られている。

傍証は他にもある。上杉謙信に奪われた諸城諸將の北条軍による奪還作戦は、謙信帰国後の永祿四年七月の八王子に始まり、年末には秩父から上野倉賀野に至り、翌年初には比企、春には葛西城へと圧倒的な速さで進んでいた。

しかし、葛西城奪還後動きが鈍る。次の目標は松山城（現埼玉県吉見町）だったが、葛西終戦を四月とみると半年以上の待機期間があったことになる。

武田信玄の応援を待った可能性はあるが、松山城包囲が十月で（「太田安房守資武状」第一号状）信玄出馬が十一月九日頃だったので（新編会津風土記六・戦国武田八〇七）、呼応前提とは考えにくい。松山城への進軍の遅れは、葛西周辺での戦闘継続に因るものであろう。永祿五年八月、葛西城で再び忍び戦術が求められた可能性は高い。

なお、忍び戦術が二度あったとすると、その内容は武田氏との戦闘に備えた農民の扱いに関する北条氏の通達から想像できる。「一 郷村へ如何様にも立帰而可有之者尤候、若又夜中／忍二も可被追散地形者、其向寄く／二令徘徊、出作二も可致之／迄候事」とある（天正八年二月二十五日付「北条家朱印状」小出文書・三島増一九七・戦国後北条二一四二）。「忍びを追う」では、この忍びの役を十分理解できなかったが、葛西城の戦後を参照すると、里見軍残留施設の乗取や同残党・住民の放逐があった可能性がある。放逐は乗取の過程だとも解釈できるので、忍びの定義に包含されるとみてよいかも知れない。類例を待ちたい。

（4）忍び戦術実行部隊の参陣時軍装

次に、忍び戦術を実行した本田部隊の参陣時軍装について、補足する。

本田氏への最初の参陣要請三月二十一日文書には「今度忠節致様、無紋就馳来者」とある。この一節は、「忍びを追う」で、家紋付の旗指物を掲げない参陣、つまり所属を伏した隠密の参陣を求めたものと解した（本稿冒頭でもこれに従った）。しかし、これには酷似した表現の文書（【史料一】）が存在し、両者の区別を示す必要がある。

【史料一】永祿四年カ六月三日「北条氏康判物」（金子文書・戦国後北条七〇三）

知行方之事

八貫文 屋敷分近辺、（中略）但、此内富泉名字中、従前々拘来候分、被下候、五貫文 黒須川村、（中略）以上、本領之分五拾一貫文、此外新恩之分、百貫文 加治物領分、（中略）以上、百五拾貫文分、右、如申合首尾、至于遂忠節者、速可出置之候、若又為無仕合、無文ニ於馳来者、本地計可出之候、兔二角二彼谷打詰候当日、当陣へ可罷移者也、仍状如件、

六月三日

金子大蔵少輔殿

右は、北条氏康が、武蔵国入間郡金子に本拠を置く金子大蔵少輔に、自陣への合流を求めた書状だ。金子氏は古代以来の開発領主で、河越氏・大石氏に従い、戦国期には北条氏照に属していた。

二重傍線部分が、三月二十一日文書の「無紋就馳来者」に酷似している。比較検討は、相違する「文」「紋」と「於」「就」についてだ。

下し、「重而」に「加えての働きをすれば速やかに与えると、新たな条件を打診したのだ。

先述のとおり、北条氏発給文書では、働きと恩賞の関係は基本的に一対一だ。これに照らせば、すでに金町他を与えた四月の忍び戦術に対する恩賞について、越谷・舎人を与えないとした裁定は通例に適う。もう恩賞の加算はしない。八月二十六日文書の通達は、四月の忍び戦術に関する論功行賞が、終了していたことを意味している。

その後、本田氏には八月二十九日文書で、飯倉郷他九九貫文が与えられている。八月二十六日文書で求めた「重而」の働きは、すでに褒賞が終了した四月の忍び戦術とは別のもの、新たな恩賞を条件にした新たな働きだったことがわかる。恩賞は足立郡ではなかったが、本田氏は事前に同意していたはずだ。

ここでも参考に近世本田氏の史料を挙げておく。

先の「先祖書」に先立つ家譜「寛永五年覚書」だ。兵右衛門太郎(本田正勝)の条に、「一、祖父者本多兵右衛門太郎と申候、生國武藏之者二而御座候、小田原之屋形ニ奉公仕、江戸ニ罷有て、但知行所ハ、一、飯倉村、一、金杉村、一、駒米村、右之三ヶ村ハ江戸柴廻ニ而御座候、一、金町村、一、曲金村、一、小松川式ヶ所、下総之内葛西ニ而御座候、一、駒林村是ハ武藏之内ニ而御座候、以上八ヶ所高合八百貫文」とある。

二つの家譜と『寛政重修諸家譜』本田正勝略伝に「北条氏康に仕へ、軍功あるにより、下総国葛西領の内を以て五百貫文の地を与へられ、本領を合わせてすべて八百貫文を知行す」とあることを勘案すると²⁴、近世の本田氏は、初め、本田正勝が葛西に金町・曲金・両小松川、江戸柴廻に飯倉・金杉・駒米、武蔵に駒林の計八〇〇貫文を有していたと伝えていたが、後に、葛西領に葛西城奪還の恩賞として金町他の五〇〇貫文を得て、他に、本領に

三〇〇貫文を有していたとの認識に改めたことがうかがえる²⁵。葛西領の金町・曲金・両小松川と豊島郡の飯倉他は、異なる知行のまとまりと理解されてきたとしてよいだろう。

やはり本田氏は、飯倉他の九九貫文を、四月の忍び戦術とは別の、二度目の忍び戦術に対する成功報酬として得た蓋然性が高いといえよう。

ところで、谷口は疑義の中で、八月二十九日文書までを一連の交渉過程とみる理由として、四月十六日文書で示された同心衆への報酬授与の様子がみられないことを挙げている。だが、確認してきたように、曲金・両小松川が金町とともに最初の恩賞授与で与えられたとみられることから、同心衆への報酬も同時に授与されていたと考えるべきであろう。

継続していた江戸湾奥部周辺の戦い

次に第二の視点、葛西城の戦いの終息状況について検討したい。

葛西城の戦いの終息状況は、褒賞関係文書によく表れている。本田氏への最終褒賞後の永禄五年九月十六日、北条軍の葛西城への進軍ルートだったとみられる入間川筋で敵討捕の褒賞が行われている(十月二十日付「北条氏政カ感状写」古文書十・戦国後北条七九三)。翌年七月十一日付「北条氏康判物写」(紀伊統風土記附録十、戦国後北条八一九)には、三浦衆海賊として北条方の海防を担った梶原吉左衛門尉が、三浦等の知行を得た記録がある。加えて同日付「北条家朱印状」(井原文書・戦国後北条八一八)では、陣夫を徴発できない小熊左近丞が、三浦において代替の徴発を許される等、軍事行動が続いていた様子がうかがえる。

北条氏は、葛西城の戦いで里見勢を江戸湾周辺から一掃したわけではなく、周辺での戦闘は少なくとも永禄六年夏まで続いていたのだ。

「忍びを迫る」で紹介した高天神城(現静岡県掛川市)の例では、乗取に

表1 褒賞関係文書の構成

構成	戦国遺文の文書番号
ABCD	531, 545, 557, 587, 588, 589, 653, 668, 679, 680, 683, 684, 693, 696, 697, 703, 705, 718, 720, 721, 722, 723, 725, 726, 727, 728, 753, 775, 786, 791, 806, 812 +774 (本田家文書)
ACD	656, 772, 776
CD	658, 669, 777, 827
C	540, 547, 593, 707, 713, 719, 758, 808, 819, +784 (本田家文書)
ABD	520, 533, 681, 710, 711, 729, 731
AB	516, 685, 785
ABCDE	536, 690
CDE	709, 766
ABFE	492, 826
ABDE	485, 651, 686
DE	813 +783 (本山家文書)

追加や補填を行わなかったことがわかる。手柄と恩賞は、基本的に一对一の関係だ。

次に、論功行賞と感状発給の原則に従い、葛西城の戦いに関する「本田家文書」の褒賞過程を整理してみたい。

戦功記録を考察した漆原徹や久留鳥典子によれば、戦国期東国の感状は、戦場において戦功申請書を受けた大名が、その場で恩賞を決定して

金町郷を本田氏知行に決定している。北条・本田間では、この文書以前に論功行賞を経て、金町郷の宛行で合意し褒賞されたが（この感状は未発見）、小金の横合で本田氏は入部できずにいたのだ。

しかし、八月十二日文書には、恩賞として最初に提示された足立や、金町とともに示された曲金・両小松川・飯倉に関する本田氏の要求の記述はみられない。後に足立は与えないと裁定され（八月二十六日文書）、飯倉郷が与えられたことからみると（八月二十九日文書）、曲金・両小松川は、すでに金町と同時に与えられていたと考えられる。

このことは、近世初頭の本田家家伝享保十九年十一月付「(本田氏)先祖書」(本田家文書『戦国足立の三国志 宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏 古文書が語る足立の歴史』七)にもうかがえる。忍びの指揮をとった本田氏当主本田正勝の条に、「葛西城乗取可申旨、被申付候處、則乗取申候、為褒美葛西之内金町村・曲金村・両小松川村五百貫加増給候、本知共八百貫領之、重而於励忠節者、弥可有褒美之旨、氏康書出之判形御座候」とある。「先祖書」は、「本田家文書」及び『寛政重修諸家譜』と整合しており、幕府に提出する家譜史料のために、永禄期の文書を閲覧して作られたものとみられる。近世の本田氏は、伝来の記録を確認し、四月の忍び戦術の恩賞として、金町・曲金・両小松川を同時に受領したと認識していたことがわかる。

換言すれば、四月の忍び戦術に関する論功行賞では、金町・曲金・両小松川が働きに見合った恩賞だと北条・本田とも納得していたとみられるということだ。小金はこのうち金町を対象に不平を表したのであり、八月十二日文書の北条氏の裁定が金町に限られているのはこのためだ。小金はその後も納得せず本田氏の金町入部が難航したため、本田氏は三月二十二日文書で北条氏が示していた足立(越谷・舎人)を代替として改めて要求したのである。しかし、北条氏は、八月二十六日文書で越谷・舎人は与えないとする裁定を

発給した本来の感状と同じ意味をもつという²²⁾。つまり、感状発給時点で、論功行賞が済んでいたことになる。

「本田家文書」で四月の忍び戦術に対する恩賞がわかるのは、八月十二日文書だ。四月の忍び戦術に対し「金町郷被下候之処、自小金²³⁾ 兎角横合申候也、是ハ可為一旦之儀候、此上者無相違可致入部者也」として、北条氏は

臣の要望で裁定を覆し、恩賞の加算や不足の補填を行う傾向があったか否か、具体的には「重而」実働を求めた際、その実働がなくとも恩賞を与えた例があるか否かだ。もう一つは、葛西城奪還が四月に完全に終息し、二度目の忍び戦術の必要性がなかったと判断できるか否かだ。

第一の視点の検討のため、「重而」の用例のある北条氏と配下の発給文書を収集した。条件を同一にするため、対象を氏康が文書発給を始めた弘治元年（一五五五）から葛西城の戦いの戦後処理が終了する永祿六年（一五六三）までの発給文書とし、『戦国遺文 後北条氏編』を底本にした。

収集の結果、「重而」とある文書が、「本田家文書」の他に三例確認できた。働きがあった旨を氏康に伝え、加えて褒美の書状が与えられるだろうとした例（永祿元年六月二十一日付「北条康成書状写」川邊氏旧記・戦国後北条五八五）、手柄を挙げる準備が確実になったとのことだが、加えて油断なく在城せよとする例（永祿二年六月二日付「北条乙千代判物写」山口文書・戦国後北条六〇五）、一旦恩賞として無装束だが助宗作の刀を与えるが、相応しいものの準備ができたら加えてそれを与えるので、最初の刀を返却しるとする例だ（永祿四年カ七月八日付「吉良頼康判物」大平文書・戦国後北条七三三）。いずれも、具体的な事物が先にあり、加えて異なる事物を示す用法だ。「重而」は「加えて」の意としてよい。

「北条康成書状写」は、感状が重ねられているが、康成の感状は氏康への報告の通知であり、氏康からの褒賞状は一通となる。出所が違い、恩賞の加算とは性質が違う。「吉良頼康判物」では恩賞としての刀の授与が重ねられるが、最初の代替品を返品させている。「重而」の文書に、一つの実働に対する恩賞の加算はみられない。

北条氏と配下発給の感状と論功行賞の在り方

次に北条氏と配下発給の感状・給所宛行状・手負注文等の褒賞関係文書を収集し、文の構成を分析して恩賞二重給付の有無を確認する。収集年代と底本は同じだ。

収集の結果「本田家文書」と「重而」の事例を除いて六八通を確認した。構成句を、A・武功の内容／B・褒め詞／C・今回与える恩賞／D・今後の働きへの奨励・依頼／E・今後与える恩賞／F・代替の恩賞、の各句に分けて分類した。その結果、次のように整理できた（他に、武功の時日／付加された別主題の内容／文末の句があるが、ここでは省略した）。

最も基本的な形は、武功を記し、褒め、今回与える恩賞を示して、今後の働きを奨励するA B C Dの構成だ。褒め詞や今後の働きの求めを省略するA C Dと合わせると、三五通を数えた。この形に近いが、武功を略し今回与える恩賞を示して今後も励めとするC Dが四通、与える恩賞だけを示すCが九通あった。また、与える恩賞の句のない構成では、武功を記し、褒め、以後も励めとするA B Dの七通を基本とし、武功を記し褒めるだけのA Bが三通あった。今回与える恩賞に加え、今後働けば別の恩賞を与えるとするA B C D Eは二通、同形でA Bを省くC D E（今回与える恩賞を現知行地の安堵とするもの含む）が二通あった。他に、一旦代替の恩賞を与え、後に正式な恩賞を与えるとするA B F Eが二通、今は恩賞を出さないが追って出すとするA B D Eが、省略形のD Eを入れて四通存在した（表1）。八月二十六日文書はこの構成にあたる。

個々の褒賞関係文書でも全体を通じてでも、今後与える恩賞Eは、新条件となる新たな働きDがあるか初めは恩賞を出さず後に出す場合に限られる。つまり、実働がなければ恩賞は与えられないのだ。知行に不足がある場合は、一度の褒賞に補填方法等を示しており（七月十一日付「北条氏康判物写」紀伊統風土記附録十、戦国後北条八一九）、北条氏が交渉のみに基づき、恩賞

乗取の機会をうかがったであろう。その後、機を見て隠密かつ速やかに船橋を架け、鍛錬した夜間行動で素早く水堀を渡り、発見されずに乗取対象施設に潜入を果たしたものと考える。

潜入後の忍びの行動は一次史料が存在せず、理解は進んでいない。ここでは、永禄四年、浅井長政配下の今井定清による近江国太尾山城（現滋賀県米原市）攻めにおける、伊賀衆の城内行動についての長谷川裕子の考察を参考にしたい⁽¹⁸⁾。「嶋記録」⁽¹⁹⁾の「定清みかた討にあひしこと」条にある太尾山城の戦いに言及したものだ。太尾山城は、北近江の浅井氏・京極氏と南近江の六角氏が争った境目の城だ。

定清は太尾山城乗取のため、「伊賀衆を忍二入、城中に火の手をあげ、それを相図として本丸・二の丸一度に責のほる」作戦を立てた。七月一日夜、軍を待機させて「いか（伊賀）衆忍」の相図を待ったが、定刻に相図がなく軍を退いた。ところが、撤退途中で城に火の手が上がった。慌てた定清は攻めに出て失敗、その後、城の警固が固められたという。

長谷川は、忍びの放火が遅れたことから、放火を誰もができるわけではない高度な任務と評した。放火自体に極端な難度はないので、長谷川のいう高度な任務は、放火可能な状態の確保、つまり発見されずに放火目標に到達する夜間行動や敵城兵を制圧する夜間戦闘だったと思われる。これは、「忍びを追う」の忍びの定義に合致する夜間軍事行動にあたる。

武家の奉公は懸命の献身が問われるもので、通常の戦闘での戦死や受傷でさえ十分な手柄とされていた⁽²⁰⁾。夜間戦闘の難度の高さは自ずと想像できる。夜間行動と合わせて、豊富な鍛錬が必要だったはずだ。

本田部隊は、本軍に葛西城中核の乗取を促す陽動を目的としたため、夜間行動として乗取目的の施設に潜入、夜間戦闘として急襲し白兵戦に臨み敵城兵を制し、これを放逐して乗っ取りを完了したのである。この過程で本丸

周辺の敵城兵を引き付けたものと思われる。本丸周辺の警固が手薄になると、本田部隊は本軍に突入を促す相図の放火を行ったかも知れない。合図を認める等、機を見た太田本軍は、本田氏荷駄隊等に、本丸と北の曲輪に向けた船橋を架けさせ、強行突入して城兵と白兵戦に及び、これを放逐して本丸の乗取を完了したと想像する。

これが現状の手がかり総体からみた、永禄五年四月の葛西城の戦いにおける本田部隊と太田本軍による戦術展開だ。

夜間軍事行動を鍛錬した忍びは、夜間の乗取戦術下で圧倒的に有利だったと思われる。忍び対策が、石転がし・投石等、離れた間合いでの発見や防御を主としたのは（「続・忍びを追う」）、侵入を未然に防ぎ、城兵に不利な夜間の白兵戦を避けさせようとした結果であろう。

（3）葛西城の戦いで忍び戦術は二度行われたか

八月二十六日文書「重而」の用例

次に、谷口による疑義の二点目、私が二度あったと考える葛西城での忍び戦術を一度しかなかった、とする見方⁽²¹⁾について、史料批判の段階に戻って再検討してみたい。

「本田家文書」の本田氏勧誘から褒賞までを、北条氏の依頼と恩賞授与の関係に限って整理すれば、忍び戦術による働きが求められ、恩賞が与えられ、「重而」（八月二十六日文書）の働きが求められ、恩賞が与えられたという二対二の対応関係にある。これをもって、私は忍び戦術が二度実行されたという理解したのだ（「忍びを追う」）。対して谷口の意見は、この過程は一度の忍び戦術に対する論功行賞の過程であり、まず金町郷が与えられ、交渉の末、遅れて飯倉郷が与えられたとみるものだ。

問題解決の着眼点は二つある。一つは、北条氏が一回の働きに対して、家

状に「乗取」と「敵一人討捕」の記録があり、戦闘があったことは確実だ。城を守る里見軍にとつては、葛西城奪取後短期間での北条軍迎撃になる。石を産出しない地域にあつて、臨時に城内の施設から板碑を引き抜いて用いるしかなかった蓋然性は高い。

谷口による白兵戦の指摘当初、私は、葛西城での板碑割石による警固・防御行動を北条方のものと観測していた。しかし、検証結果は意外で、永禄五年の北条軍による奪還時の白兵戦における里見軍の行動痕跡とする見方に合理性が見出された。別視点からの検証を待ちたい。

本田部隊による忍び戦術の具体像

板碑割石が北条軍に対する里見軍の警固・防御行動だと仮定し、本丸と北の曲輪を取り巻く南東角以外の堀跡全体に埋蔵されている可能性を追求すると、白兵戦の様相が推測できる。以下は、諸条件の上の仮説になるが、資料の少ない忍び研究の今後の検証材料として、忍び戦術による戦いの様子を復元してみたい。

板碑割石の出土状況からわかる本丸と北の曲輪からのほぼ全方位への石転がしや投石は、本丸と北の曲輪の周囲全体で敵兵が確認されたことに対する同時警固・防御行動とみなせる。北条軍は葛西城中核を包囲し、南東以外のほぼ全方位から一斉突入を強行したことになる。騎西城跡では大手門の丸から城郭中枢への橋付近に無角型石製平つぶてや武器・武具の出土が集中している⁽¹⁴⁾。広範な一斉強行突入とは違う潜入の痕跡だ。

突入部隊の人数を想定すると、南東角を除く本丸の周囲を約三〇〇m、北の曲輪の本丸に接しない二辺の合計を約一八〇mとし、約五m毎に軍役応召の単位であることが多い三人⁽¹⁵⁾を配置したとき、二八八人ほどの攻め手が必要になる。この人数は先手の兵数であり、この後、多数の本隊の兵が追従

したはずだ。

これに対し本田部隊の規模は、土豪の本田正勝に加え、自作農七人を核にしたものだ（「忍びを追う」）。本田に地理的に近い秩父衆の着到記録（天正十年二月二十五日付「北条氏邦家朱印状写」彦久保文書・戦国後北条二三一六）と下山治久による軍役貫高の試算を参考にすると、本田本人が馬上四人・鎧十本・徒九人程で、七人の自作農が各々本人馬上一人・鎧一人・徒一人程の計四〇人余りと想像される⁽¹⁶⁾。文禄四年の「上下本田郷御繩打水帳」によれば、寺領を除く本田の耕地面積は、田五五町二反余、畠七二町四反余だ。田一反を五〇〇文、畠一反を二〇〇文で貫高換算すると⁽¹⁷⁾、計三三五貫八〇〇文以上になる。天正九年（一五八一）七月二十四日付「北条家着到定書」（小田原市立郷土文化館所蔵・戦国後北条二三五八）には、北条配下の池田孫左衛門尉と寄子の知行計三六九貫一〇〇文に対し五六人の軍役が課されている。

四〇人余りとする推察は、実態から離れすぎない数字であろう。この数では、葛西城本丸攻めは不可能だ。太田本軍の戦術だったといえよう。本軍に属した興津右近への感状には「乗取」とあるので、乗取が突入と急襲による敵城等の占領を指す軍事用語であったことがわかる。

右の推測を「忍びを追う」以来の考察に加味すると、本田部隊と太田康資本軍の戦術展開が想像できる。

本田部隊の参陣を得た太田康資軍は、河越城から入間川筋を下り、後の葛西新宿に向かう古隅田川沿いの自然堤防上の陸路を進み、または古隅田川を船で進んで中川手前で陸路に移り、葛西城北に布陣したと思われる。太田本軍は本田氏の荷駄隊等と共同し、本丸と北の曲輪の周囲に船橋架橋を準備し、強行突入の機会を待ったはずだ。一方の本田部隊は、太田本軍に先行する陽動のため、太田本軍とは別地点で待機し、葛西城と城下のどこかの施設等の

まずは石材の調達と加工から考えてみたい。

長く葛西城を支配した北条方が戦に備え割石を準備したとみるのは、わかりやすい考え方だ。①上杉謙信第二次越山または③豊臣軍の小田原征伐時、迫る敵軍に対し城郭構築物に用いていた板碑を北条勢が転用したことになる。しかし、礮・投石としての利用であれば、長い支配期間に、西相模の小松石や武蔵比企の結晶片岩、利根川転石の安山岩を取り寄せれば良い。信仰対象の板碑の破碎や城施設破壊の理由が説明できない。

板碑割石の成形をみると、不整な打ち割りで大きさ・形がまちまちだ。特に厚さは板碑そのままだ。近隣利根川流域の北条方城郭では、岩槻城跡と支城伊達城跡（大和田陣屋跡）、他に騎西城跡で板碑割石が出土している。しかしそれらは、板碑を三分の一以下の厚さとし、長さ一〜二cm以下に成形し、岩槻城跡・伊達城跡では六角形の有角型石製平つぶてに、騎西城跡では円形に近い無角型石製平つぶてに加工している¹²⁾。

岩槻城跡・伊達城跡の有角型石製平つぶては、豊臣軍襲来に備えた臨時の回転系投擲武器という、他にない特殊武器だが、上位概念では、騎西城跡の無角型石製平つぶてや同城跡で出土している調整礮と同じく、伝統的な石打ちの延長上にある。攻撃力の低い護身の武器だ。三城跡が位置する利根川下流域では石材が産地しないことから、板碑を転用し定型化したサイズ・形状の石製投擲武器を作るという行動を共有していたとみられる（「忍器を追う」）。利根川下流域に属す葛西城も北条方支配の時期であれば、石製平つぶてに似た板碑割石を作った可能性が高い。

北条方城郭の護身用投擲武器と、一般的な攻撃力を有する投石・礮という葛西城跡の板碑割石との間には、籠城戦における防御行動に関する明確な認知構造の違いがみてとれる。

①・③の北条方城時には、一次史料の戦闘記録も残っていない。特に永



図1 葛西城跡の縄張と板碑割石出土範囲

広く調査した本丸北辺と南辺・北側曲輪の北辺では多くの板碑割石が出土している。全体に調査が及べば、本丸周囲の堀跡からは、板碑割石が全体に出土する可能性がある。ただし、南東角は小さい調査が多く行われており、出土可能性は高くない。

禄四年の里見水軍による葛西城奪取は、江戸湾沿岸への進出の中で速やかに行われたことがわかっている¹³⁾。関東管領補佐上杉謙信勢としての里見軍に、城主が膝を折る等、里見軍の攻城に対する北条方の戦いそのものがなかったことも考えられる。

葛西城本丸周辺での礮や投石による警固・防御行動は、①の永禄四年の里見軍侵攻時や③の天正十八年の豊臣軍襲来時の北条方の行為とはみなせない。

他方、②永禄五年の北条軍による奪還時には、先に挙げた興津右近への感

守の所領地名に、地域名としての「葛西」とその下に葛西内の一地名としての「青戸」が記されている。葛西と青戸は同所とはみなせない。

それでは、地名に付された「要害」と「地」の意味についてはどうか。

「地」は谷口のいうように場所であり、城郭と周辺施設を含む概念とする理解に同意する。「要害」については、上杉氏に黒川氏が「要害」築造を申請した際の記録について斎藤慎一が言及したとおり、防御施設を指す語と捉えられる⁸⁾。米沢市上杉博物館所蔵「越後国瀬波郡絵図」には、村上城の城郭部分に「村上ようがい」、城下に「村上町」と註が添えられている。一般的な表現だったとみられる。

「本田家文書」には、三月二十二日文書の「葛西要害」と四月十六日文書の「葛西地」の表記がある。この違いは、攻撃対象を限定した当初の指示が、本田北条交渉により、陽動攻撃対象地を広くとり、現場の本田氏に任せることになった状況を示す可能性があり、右の解釈と矛盾しない。

以上の用例をみる限り、「本田家文書」の「葛西要害」は葛西地域にある軍事施設（葛西城）を、「葛西地」は葛西城を含むより広い葛西地域一帯を、興津右近への感状にある本軍攻撃地「青戸之地」は、葛西の中の青戸（城中核部）とその周辺を、それぞれ指すと理解できる。

本田部隊は広く葛西城と城下のどこか一部を乗っ取り、本軍は葛西城中核とその周辺を乗っ取ったとする解釈に、変更の必要はなさそうだ。

(2) 忍び戦術の具体像を考える

板碑割石を作ったのは誰か

谷口は、別に葛西城の戦いにおける忍びの存在について、考古学的接近も試みた。谷口によれば、本丸北辺・南辺の堀跡と、本丸の北にある曲輪の北辺の堀跡から、多くの緑泥石片岩の割石が出土したという。谷口は、大きさ

・加工状況・出土状況を分析し、それらが板碑を再利用したものと確認した。その上で、投石や手に保持して敵を打つ武器であったと考え⁹⁾、葛西城の戦いにおける白兵戦の存在を指摘した¹⁰⁾。

「続・忍びを追う」に記したとおり、石転がしは夜間の城内への潜入を発見するための警固行動であり、投石は侵入者に対する防衛行動だ。本丸南北の堀跡には二〇m程度の長さ確保した調査区が設定され、G号堀跡で九七点と多数の割石が出土している。東西の堀跡では出土していないが、調査範囲が狭く参考にしにくい。全体の様相では、本丸と北の曲輪の堀跡には、本丸南東角を除いて、割石が広く埋蔵されていると思われる（図1）。

この割石が永禄五年の戦いにもなるものであれば、潜入兵と城兵による広範な白兵戦の証拠になり、戦闘状況説明の手がかりになる。

それでは、板碑割石はいつ誰が作り使用したのか。
葛西城跡出土板碑を研究した吉田政博らによれば、板碑の紀年は周辺での板碑建立の激減期にあたるもので、かつ北条方の城の支配開始（天文七年（一五三八））以後のものは稀であることから、北条勢が支配開始後、周辺の板碑を集め、城郭整備に用いたとみなせるといふ¹¹⁾。また『小田原衆所領役帳』には、葛西城に遠山弥九郎が在城していたとあり、板碑を集めたのは遠山氏だったと推定されている。

北条方支配以後の葛西城には、①永禄四年上杉謙信第二次越山時の里見軍による奪取、②永禄五年の忍び戦術を用いた北条軍による奪還、③天正十八年の小田原征伐にともなう豊臣軍浅野・徳川勢の攻略という三度の本丸包囲の可能性がある城攻めが存在し、割石はいずれかの戦闘痕跡と考えられる。

三つの機会は年代が近く、割石の出土層準や伴出遺物からの区別は難しいが、状況証拠でも可能な限り収集し、板碑割石を製作・使用した軍を推定して忍び戦術の在り方を検討しておくべきだろう。

る（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七七四）。本田氏による忍び戦術に北条氏が恩賞を与えたが、小金が不平を述べて本田氏が入部できずにいたことがわかる。これに対し北条氏は、入部を促す裁定を下した。本田氏は、忍び戦術による乗取に成功していたのだ。

さらに北条氏は、八月二十六日文書で「於足立郡知行義可被下由、御約諾雖在之、越谷・舍人被下与ハ御留書ニ無之候、然者雖両郷大郷候、重而一忠信致之付者、速可被下候、涯分不惜身命可走廻者也」と通達した（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七八三）。足立郡の知行宛行を約したが（三月二十一日文書）、越谷・舍人を与えるとの記録はないので与えない。しかし、重ねて働けば与える、と通知したのだ。本田氏は金町に加え、当初契約として足立二郷を要求していたようだ。その後、八月二十九日文書で「飯倉郷左近私領卅九貫文、此外内所務卅貫文、公方領卅貫文、以上九拾九貫文、此分請取可申者也」と、本田氏に豊島郡飯倉郷他九九貫文が与えられている（「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条七八四）。

忍び戦術実行日については、太田康資軍に属した興津右近が「去廿四日、青戸之地乗取候砌、敵一人討捕候、神妙二候」と、葛西城中心部にあたる「青戸之地」での武功について、北条氏政から感状を受けた記録がある（四月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書・戦国後北条七六五）。

私はこれらのことから「忍びを追う」において、四月二十四日とその前数日の間に、本田部隊が忍び戦術で「葛西要害」や「葛西之地」とされる葛西城の城下を含む一部を乗っ取り、これを陽動として二十四日夜に太田康資本軍が城郭中心部の「青戸」を乗っ取ったと判断した。さらに、北条氏が金町郷を与えた後、八月二十六日文書で本田氏の足立郡要求に対しては、これを与えず、重ねて働けば与えると新たな条件を示した上、八月二十九日文書で九九貫文の土地を与えたことから、八月二十六日から二十九日までの間に、

本田部隊が二度目の忍び戦術を実行したと推定した。

なお、忍び戦術の内容については、本田氏が伝統的に船と馬を保持し操る水陸の運搬術に長けていたことを示し、水陸の輸送力で葛西城に川船を運び、水堀の渡に船橋を用い、太田本軍もこれを利用したと推測した。加えて、本田氏は、対忍びの巡回や松明投げ・石転がし等を掻い潜る技術と、鍛錬した夜間の武術を用いたものと想像した。

こうした解釈に対し、谷口榮が示した一つ目の疑義は、本田部隊の攻撃対象「葛西要害・葛西之地」と太田本軍の攻撃対象「青戸之地」は、別地点を意味しないのではないかとするものだ⁽¹⁾。葛西要害は、葛西城という軍事施設の攻撃を命じる際に用いた語で、青戸之地も、感状という文書形式の上で、軍功があった場所として葛西城所在地を指したに過ぎないとみたのだ。谷口に從えば、葛西城の戦いに陽動はなく、全軍での乱戦だったという解釈も可能になる。

確からしさを重視するため、語の用例に戻って再考してみたい。

まずは「葛西」と「青戸」の地名の選択についてだ。

北条氏発給文書では、葛西城を「下総口」（永禄四年九月十一日付「北条氏政書状写」士林證文二・戦国後北条七一六）と表記する例がみられるが、葛西城の戦いの際の文書では、「葛西」の地名を用いるのが通例だ（永禄五年卯月十六日付「北条氏政判物」本田家文書・戦国後北条七五九、永禄六年八月十二日付「北条家朱印状」本田家文書・戦国後北条八二五）。「青戸」は興津右近への感状の他にみられない。「本田家文書」に限れば、例外なく「葛西」だ。同一の戦いにおける北条氏発給文書では、永禄四年十一月の武蔵国生山合戦（現埼玉県美里町生野山）の感状五通に「生山」とあるように、同一の地名表記が用いられている。

「葛西」と「青戸」については、『小田原衆所領役帳』の江戸衆遠山丹波

続々・戦国の忍びを追う

―忍び戦術の具体像と補遺―

岩田明広

はじめに

戦国期の忍び戦術は、拙論「戦国の忍びを追う」⁽¹⁾（以後「忍びを追う」と表記する。）に示した史料群のとおり、基本的に城攻めの戦術だ。当該稿では、忍び戦術の制度的枠組みと実行部隊の把握に主眼を置いたため、戦術の内容は先送りにした。その後、「戦国の忍びを追う」⁽²⁾（以後「忍びを追う」と表記する。）及び「続・戦国の忍びを追う」⁽³⁾（以後、「続・忍びを追う」と表記する。）を通じて、戦術内容や実行部隊の能力を検討してきたが、鮮明な像は描けなかった。

本稿は、永禄五年（一五六二）の葛西城の戦いにおける忍び戦術の具体像に接近しつつ、「続・忍びを追う」を補い訂正することを目的とする。

1 基本的な考え方

本稿での考察は、先三稿に示した認知科学的理論に従う。

また先頃、島津氏の忍び戦術が「忍びを追う」での忍びの定義にはほぼ合致することが示されたため⁽⁴⁾、忍び戦術が広く共通概念として認知されていたとみなせるようになった。これにより、本稿では広域に史料を引くことがある（資料集名の略記等は先三稿に従う）。

2 葛西城忍び乗取作戦における忍び戦術の展開

(1) 忍び戦術の実態

本田部隊と太田康資軍の攻撃対象箇所

「忍びを追う」で検討した永禄五年の小田原北条氏（以下、本拠を付けず北条氏と表記し、他氏も同様とする。）による葛西城忍び乗取作戦⁽⁵⁾について、長く葛西城を研究してきた谷口榮から、最近二つの疑義が提示された⁽⁶⁾。忍び戦術の基本的な理解に関わる論点であるため、以下、疑義に込えつつ忍び戦術の具体像を改めて考える。

先ず簡単に、作戦経過と「忍びを追う」での解釈を振り返る。

永禄五年三月、武蔵国本田郷（現深谷市・旧川本町）の本田氏に北条氏から参陣要請があった。最初の三月二十一日付「北条氏康判物」では（以下、「本田家文書」については、日付を用い三月二十一日文書のように表記する。）、
 「今度忠節致様、無紋就馳来者」と所属（家紋）を伏した参陣が求められ（北条氏康判物）本田家文書・戦国後北条七四八）、別の同日文書で「殊更太田指南上ハ、聊横合義、不可有之候」と太田康資軍に所属すべきことが示された（北条氏康判物）本田家文書・戦国後北条七四九）。翌二十二日文書では、
 「葛西要害以忍乗取上申付者」と、任務が忍び戦術であることが明かされ（北条氏康判物）本田家文書・戦国後北条七五〇）、続く四月十六日文書で「葛西地一力ニ乗取」と単独部隊による乗取が指示された（北条氏政判物）本田家文書・戦国後北条七五九）。本田部隊は、太田康資軍の別動体に位置付けられていたのだ。

これらの文書には報酬が示され、次第に変化している。北条氏と本田氏は条件交渉を行い、合意の結果が四月十六日文書になったようだ。

その後の八月十二日文書には「去春忠節二付而、金町郷被下候之処、自小金兎角横合申候也、是ハ可為一旦之儀候、此上者無相違可致入部者也」とあ